

ふくしま復興・創生県民債 Q & A

令和8年3月30日
福島県総務部財政課

Q 1 前回発行からの変更点を教えてください。

A 1 発行総額、1人（1法人）当たりの購入限度額、償還年限など、前回から大きく変更になることはありません。

ただし、下限利率については、現下の金融情勢を踏まえ、今後決定します（4月10日（金）県ホームページ掲載予定）。

なお、今回のお申込み期間は、5月15日（金）から5月26日（火）までです。

Q 2 具体的な購入方法を教えてください。

A 2 ふくしま復興・創生県民債は、取扱金融機関の窓口で直接購入することができます。

お申し込みは、募集開始日の令和8年5月15日（金）から5月26日（火）までの間、取扱金融機関の本店及び各支店等で受け付けます。（申込額が各金融機関の取扱額に達した時点で終了させていただきます。）

購入額は5万円から5万円単位で、1人（1法人）あたり3,000万円までです。多くの方にご購入いただけるように1人あたりの購入限度額を設けています。

※ 取扱金融機関によっては事前のお手続きが必要となる場合がございます。詳しくはお取引予定の金融機関へあらかじめお問い合わせください。

※ 複数の金融機関からご購入いただくことは可能ですが、この場合も1人（1法人）あたりの上限は合計で3,000万円までとなります。

ご購入についての詳しい内容は、県庁（県民ホール・財政課）、取扱金融機関等にある県民債のチラシをご覧ください。チラシは3月下旬から取扱金融機関等に備え付けてあります。なお、ご不明の点は、県庁財政課又は取扱金融機関の本店・各支店にお問い合わせください。

Q 3 利率はいつ決定しますか？

A 3 令和8年5月14日（木）に決定予定です。

決定次第、県のホームページや取扱金融機関の窓口でお知らせします。

※ 下限利率については、4月10日（金）に県ホームページに掲載します。

Q 4 ふくしま復興・創生県民債とは、どのようなものですか？

A 4 国が国債を発行するのと同じように、県や市町村などは地方債を発行することができます。建物や道路など、効果が後年度に及ぶような事業を行う際の財源として認められている制度です。

従来から財政融資資金などの政府資金や銀行等から必要なお金を借り入れていますが、調達方法の一つとして、県民の皆様から直接お寄せいただく形の地方債があります。

このように、誰でも購入できる、公（おおやけ）に募集する地方債を「公募債」といいます。

本県では、平成22年度までは「うつくしま県民債」、平成24年度から平成28年度までは「ふくしま復興県民債」の名称で県民向けの公募債を発行してきました（平成23年度は東日本大震災の影響により中止）。

平成29年度は金利低下などの状況から発行を延期しましたが、県民の皆様には復興・創生に向けた県づくりに参画していただくため、平成30年度から名称を「ふくしま復興・創生県民債」と改めて発行しています。

Q 5 購入対象者は？

A 5 「ふくしま復興・創生県民債」は、県民の皆様には県民債の購入を通して、震災からの復興・創生に向けた県づくりに参画していただくことを目的としています。

このため、

- 県内に在住、在勤または本県出身の個人
（原則、ご本人が取扱金融機関の窓口に来店できる方）
- 県内に営業拠点がある法人・団体など
を対象者としています。

Q 6 どのような事業を対象にしているのですか？

A 6 今回の資金は、ふくしまの復興・創生に向け、農業総合センター農業短期大学校や社会福祉関係施設、復興道路の整備等に活用します。

Q 7 発行額はいくらですか？

A 7 発行総額は15億円です。

なお、以下のとおり取扱金融機関ごとに販売枠を設けて募集しています。

取扱金融機関	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	各信用金庫
販売枠	7億円	1億円	1億円	各7,500万円

※ 各信用金庫：会津信用金庫、郡山信用金庫、白河信用金庫、須賀川信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、二本松信用金庫、福島信用金庫

Q 8 償還までの期間は何年ですか？

A 8 期間は5年で、満期一括償還となります。

Q 9 ふくしま復興・創生県民債は安全ですか？

A 9 債券一般の共通リスクとして、発行体である福島県の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

ただし、県債の借入れは、国への協議制であり、発行額、発行方法、償還期間など、あらかじめ国に協議をした上で計画的な借り入れを行っています。

仮に、財政状況が悪化した場合でも、地方公共団体財政健全化法により、財政の早期健全化や再生が図られるため、安全性は高いといえます。

Q10 利子の受け取りはどうなりますか？

A10 利子は確定利率により、額面金額に応じ年2回、5月29日及び11月29日（金融機関が休業日の場合は前営業日）に支払われます。支払いは金融機関の口座をご利用になれば、購入された方名義の指定口座への振り込みで受け取ることができます。

Q11 利子は課税されますか？

A11 マル優、特別マル優制度をご利用になる方以外は、受け取る利子に利子所得として、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%＋地方税5%）が課税されます。

県民債は特定公社債に該当することから、課税方式は申告分離課税のみとなります。

また、特定口座内で利子等を受け入れた場合は、確定申告により、上場株式等の譲渡損益や配当金等との損益通算が3年間可能となります。なお、源泉徴収口座を選択した場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。詳しくは、お住まいの市区町村を管轄する税務署へお尋ねください。

※ 申告分離課税とは、他の所得と分離して所得税・住民税を課税されることをいう。

※ 特定口座とは、1金融機関1口座に限定されているもので、この口座での取引については「簡易申告口座」と「源泉徴収口座」のいずれかを選択することができます。

Q12 満期前に換金することは可能ですか？

A12 ふくしま復興・創生県民債（債券）は市場で売買される商品ですので、満期前でも購入された金融機関等で売却し、換金することができます。（利払い日や償還日の直前には売却できない場合がありますので、ご注意ください。）

ただし、中途換金の場合、市場では日々価格が変動しておりますので、購入時の価格と売却時の価格が異なり売却損が出る場合があります。満期までお待ちいただければ額面どおりの金額が受け取れます。

Q13 購入時に必要な書類等は何ですか？

A13 購入手続きをされる支店の普通預金通帳（お持ちでない方は本人確認のための運転免許証や個人番号カード（マイナンバーカード）、各種資格確認書などの身分証明書※が必要ですが）、手続きを行う印鑑（既に口座をお持ちの方はその印鑑）、債券お預かり通帳（一部の信用金庫にお申し込みをする場合で、既にお持ちの方）などが必要になります。なお、マル優制度等を利用する場合にはマイナンバーなど別途必要となる書類があります。

詳しくは、お申し込みの前に取扱金融機関にお問い合わせください。

また、法人・団体の場合は、商業登記簿謄本が必要になります。

※ 金融機関によっては、事前に証券総合口座の開設が必要な場合があります。

※ 金融機関によっては、普通預金通帳をお持ちの場合でも、本人確認のため、身分証明書が必要な場合があります。

Q14 購入時にはどのような手続きが必要ですか？

A14 取扱金融機関での申込みと代金の支払いが必要となります。

なお、取扱金融機関と初めて債券の取引をする場合は口座開設等の手続きが必要となります。

また、債券口座の開設には、マイナンバーが必要となる場合があります。

Q15 代金の支払いは現金ですか？

A15 お申し込み時には購入代金が必要ですが、現金ばかりでなく、お持ちの取扱金融機関預金口座からの払い戻しによる支払いも可能です。（預金口座からの払戻しによる支払のみとしている金融機関もあります。）

Q16 手数料は必要ですか？

A16 ご購入の際は、購入対価のみお支払いいただきます。売買手数料や口座

管理手数料はいただきません。

Q17 クーリングオフは適用されますか？

A17 ふくしま復興・創生県民債の購入・換金につきましては、クーリングオフの対象にはなりません。

Q18 預金保険制度は適用されますか？

A18 ふくしま復興・創生県民債は預金ではないため、預金保険制度の対象ではありません。

Q19 一般債振替制度とは、どのような制度ですか？

A19 一般債振替制度とは、地方債、社債などの権利移転を完全ペーパーレスにより行う決済制度です。このため、債券（券面）の発行はなく、紛失や偽造の問題がなくなります。ふくしま復興・創生県民債は、振替債で発行します。

Q20 「マル優制度」、「特別マル優制度」の適用は？

A20 マル優・特別マル優制度の対象者は、お体の不自由な方等、一定の要件を満たしている方のみとなっています。
なお、平成20年1月6日以降、マル優制度及び特別マル優制度の税優遇制度は、振替債のみに適用されています。

【お問い合わせ先】

- ふくしま復興・創生県民債全般については
福島県総務部財政課（電話：024-521-7029）
- ご購入についての詳しいお問い合わせは
〈取扱金融機関の本店・各支店等〉 受付時間 平日9:00～17:00

取扱金融機関名	電話	登録番号	加入協会
東邦銀行	024-563-3412	東北財務局長(登金)第7号	日本証券業協会

登 録 金 融 機 関	福島銀行	0120-60-2940	東北財務局長(登金)第18号	日本証券業協会
	大東銀行	024-925-8403	東北財務局長(登金)第17号	日本証券業協会
	会津信用金庫	0242-22-7553	東北財務局長(登金)第20号	なし
	郡山信用金庫	024-932-2228	東北財務局長(登金)第31号	なし
	白河信用金庫	0248-23-4515	東北財務局長(登金)第36号	なし
	須賀川信用金庫	0248-75-3319	東北財務局長(登金)第38号	なし
	ひまわり信用金庫	0246-23-8500	東北財務局長(登金)第49号	なし
	あぶくま信用金庫	0244-23-5132	東北財務局長(登金)第24号	なし
	二本松信用金庫	0243-23-3696	東北財務局長(登金)第46号	なし
	福島信用金庫	024-523-3562	東北財務局長(登金)第50号	なし

※ 購入前に必ず各金融機関の「契約締結前交付書面」をお読みください。